

告 示

埼玉県告示第三百四十二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、株式会社シタラ興産から深谷市の区域内において行われる（仮称）株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業について環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

深谷市環境課

熊谷市環境政策課

二 縦覧の期間

令和四年四月十二日（火）から令和四年五月十二日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）